

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和7年度契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年11月12日

世田谷区

1 件名

世田谷区学校徴収金集金業務委託

2 事業概要

世田谷区では、区立小・中学校が児童・生徒の教育活動に必要な教材などにかかる経費等を保護者から徴収し、会計事務を行っているが、学校における働き方改革の一環として、教員の負担軽減の観点から業務の見直しを行っている。

現在は、口座振替により保護者から集金している学校が多いが、利用している金融機関や事務処理などは学校によって運用が異なっている。また、学校内での集計や転出入者対応などの事務作業や未納者対応が負担となっている。

このような課題解決に向け、学校徴収金集金サービスを導入するため、プロポーザル方式によりサービス提供事業者からの提案を募る。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件として、単年度ごとに随意契約を締結する。

なお、本件は令和7年度に11校で試行導入し、効果検証の上一定の効果が認められた場合に、令和8年度より全校での本格導入をするものである。効果検証において、一定の効果が認められなかった場合は契約をしない可能性があることに留意すること。なお、その場合は、区からの通知によるものとし、受託者の同意を要しないこととする。

4 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法(昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(I S M S)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (8) 世田谷区学校徴収金集金業務委託審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (9) 区の委託契約約款や、「電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項)」に基づき契約できること。

5 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

6 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 事業主旨や学校徴収金業務における課題を踏まえた提案の概要・コンセプト等の的確性・優位性
- (2) システム機能の優位性、工程の明確性・妥当性
- (3) セキュリティ対策、システム運用など非機能要件の的確性・妥当性
- (4) 問合せ対応体制の妥当性、具体的な支援内容の有効性

7 審査

審査においては、上記 6 の評価基準に基づき提案書、プレゼンテーションを評価し、当該事業及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価した結果、最も優れた業者に委託契約締結の優先交渉権を付与することとす。選定結果は、文書で通知する。

提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

8 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区学校教育課学務課

住 所：〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27
世田谷区役所第2庁舎5階53番窓口

電 話：03 - 5432 - 2686

E-mail：SEA02046@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：令和6年11月12日(火)～11月26日(火)【午後5時まで】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：世田谷区ホームページで公開する。

[世田谷区ホームページトップ画面](#)

[事業者の方へ](#)

[各種申請・契約・入札](#)

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年11月12日(火)～11月26日(火)【午後5時必着】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口を持参もしくは郵送(簡易書留に限り可とする。)で1部提出すること。

(4) 財務関係書類の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年11月27日(水)～12月5日(木)【午後5時必着】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口を持参もしくは郵送(簡易書留に限り可とする。)で1部提出すること。

(5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和6年11月27日(火)～12月13日(金)【午後5時必着】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口を持参もしくは郵送(簡易書留に限り可とする。)で7部提出すること。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

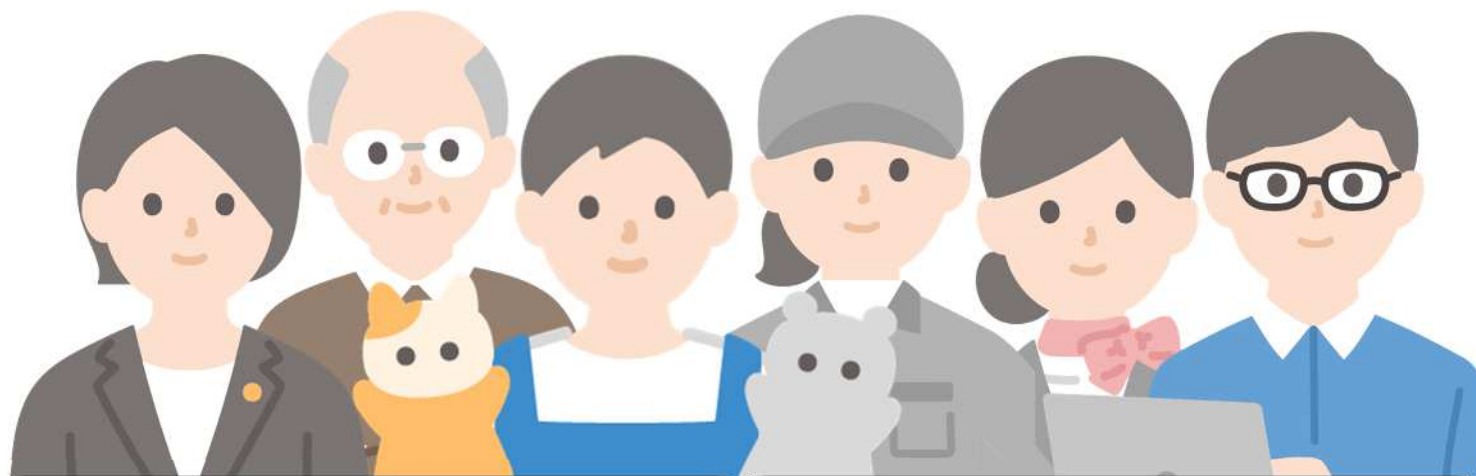
(5) 関連情報を入手するための紹介窓口：8(1)に同じ

(6) 参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。

- (8) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 事業者選定後、世田谷区と優先交渉権を付与された事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (11) 詳細は、プロポーザル説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には 「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟 5 階 5 0 3 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟 6 階 6 0 4 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（ 1 時間あたり ）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3 , 0 0 7 円	潜かん世話役	4 , 4 2 0 円	型 わ く 工	3 , 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2 , 6 9 9 円	さく岩工	3 , 7 8 3 円	大 工	3 , 0 6 0 円
軽 作 業 員	1 , 8 7 0 円	トンネル特殊工	3 , 6 0 2 円	左 官	3 , 2 7 3 円
造 園 工	2 , 7 5 2 円	トンネル作業員	3 , 1 2 4 円	配 管 工	2 , 8 6 9 円
法 面 工	3 , 3 5 8 円	トンネル世話役	4 , 0 8 0 円	は つ り 工	3 , 0 3 9 円
と び 工	3 , 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3 , 4 9 6 円	防 水 工	3 , 6 3 4 円
石 工	3 , 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3 , 5 7 0 円	板 金 工	3 , 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3 , 1 0 3 円	橋りょう世話役	4 , 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3 , 2 3 0 円
電 工	3 , 1 9 9 円	土木一般世話役	3 , 2 9 4 円	内 装 工	3 , 3 2 6 円
鉄 筋 工	3 , 2 8 4 円	高級船員	3 , 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3 , 1 7 7 円
鉄 骨 工	2 , 9 7 5 円	普通船員	3 , 1 3 5 円	建 具 工	2 , 8 5 9 円
塗 装 工	3 , 4 7 5 円	潜水土	5 , 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2 , 8 6 9 円
溶 接 工	3 , 5 9 2 円	潜水連絡員	3 , 6 6 6 円	保 温 工	2 , 7 8 4 円
運転手（特殊）	3 , 0 7 1 円	潜水送気員	3 , 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2 , 8 0 5 円
運転手（一般）	2 , 5 0 8 円	山林砂防工	3 , 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2 , 0 1 9 円
潜 か ん 工	3 , 7 3 0 円	軌道工	5 , 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1 , 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1 , 3 3 0 円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。
上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり 1 , 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和 6 年 3 月 1 4 日告示によるものです。
適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。